

公益社団法人 日本臨床細胞学会
細胞診専門医資格更新, 資格消失に関する施行細則

1. 資格の更新

認定された細胞診専門医は4年ごとに資格更新の審査を受けなければならない。

1) 資格更新の手続き

資格更新に当たっては, 別に定める実施要項に従って申請する。

2) 資格更新の審査

細胞診専門医委員会がその可否を審査し, 理事長がこれを認定する。適格でない事由がある場合には, その資格更新を一時保留あるいは資格を取り消すことがある。

2. 資格消失

次に掲げる項目に該当する場合に資格を消失する。

1) 本法人を退会した場合。

2) 理事会の議を経て, その認定を取り消された場合。

3) 資格の更新が認められなかった場合。

4) 本人が資格認定を辞退した場合。

3. 細則の変更

本施行細則の変更は理事会の承認を経なければならない。

附 則

1. この施行細則は, 公益法人の公益認定を受けた日から施行する。

公益社団法人 日本臨床細胞学会
細胞診専門医資格更新実務に関する施行細則

(資格更新手続きの期日)

第1条 各4年目の12月10日までに完了しなければならない。

(申請書並びに更新審査手数料)

第2条 学会が用意する所定の資格更新申請書に必要事項を記入し、審査料を添えて学会事務局に提出する。必要書類は、学会事務局から更新年度に該当者に送付する。

(資格更新の条件)

第3条 資格の更新にあたっては以下の条件を満たさなければならない。

1. 引き続き本法人の会員であること。
2. 学会費及び専門医会費を完納していること。
3. 地域連携組織での地域活動に貢献していること。
4. 細胞診専門医にあつては、4年間のうちに、本法人春期又は秋期大会に2回以上出席し、以下に定める内容で4年間320単位を満たしておかななければならない。
5. 保留は1回のみとし、次の4年間で更新に必要な単位を得た場合、更新を認める。ただし、この場合は以下に定める内容で4年間のうちに345単位を満たしておかななければならない。保留中の4年間は専門医としての活動は認める。4年後に点数が再び不足した場合は専門医資格を失う。

(単位の内容)

第4条 資格更新の単位は以下の通りとする。

1. 細胞診業務

- 1) 細胞診専門医としての活動届(年間細胞診断件数、経験症例数等)の提出 1年間30単位

2. 学術集会参加

- 1) 本法人春期大会 25単位
同 秋期大会 25単位

- 2) 本法人の認定する連合地域連携組織の学術集会 15単位
本法人の認定する都道府県地域連携組織の学術集会 15単位
(都道府県地域連携組織に加入しない者の学術集会の出席単位は認めない)

- 3) 春期大会細胞診専門医会出席 30単位
(学術集会に出席しない細胞診専門医会の出席単位は認めない)

- 4) 秋期大会細胞診専門医セミナー(教育研修指導医講習会を兼ねる)出席 30単位
(学術集会に出席しない細胞診専門医会セミナーの出席単位は認めない)

- 5) 細胞診専門医研修指定講座出席 15単位
(学術集会に出席しない細胞診専門医研修指定講座の出席単位は認めない)

- 6) 本法人の認定する都道府県地域連携組織の会員となり、地域活動に積極的に貢献した場合1年間30単位

その他の臨床細胞学関連学術集会についての単位は、それぞれのプログラム内容に基づいて細胞診専門医委員会が単位を決定する。

著書は監修・編集・執筆の証明となる部分の写し、論文は別冊又は写し、学会発表や講演はプログラ

ムの写しを添付する。なお、論文掲載誌及び学会発表の質についての評価は細胞診専門医委員会で行う。

(特段の理由のある場合の措置)

第5条 海外留学・病気療養・妊娠出産・育児・介護等、特段の理由のある場合は、細胞診専門医委員会で条件を緩和することができる。

1. 専門医資格更新期間は4年間とし、期間の変更は行わない。
2. 更新期間内の海外留学期間・病気療養期間・妊娠出産期間・育児期間・介護期間は、4年より該当期間を除外し、残余期間での取得単位を4年間に換算して判定する。
3. 海外留学期間・病気療養期間・妊娠出産期間・育児期間・介護期間は、4年間の中で最長3年間を認め、これを証する書類の提出を求める。
4. 妊娠出産期間・育児期間を証する書類は、出生を証することのできる住民票や母子健康手帳の写しなどである。介護期間を証する書類は、診断書や介護保険主治医意見書の写しなどであるが、書類のない場合には自己申告書を求め、これを細胞診専門医委員会で審査する。
5. 更新対象期間全てが、海外留学期間・病気療養期間・妊娠出産期間・育児期間・介護期間等で占められる場合は、資格更新は保留とする。
6. これらの運用基準は、男女を問わず適用することができる。

(実施要項の変更)

第6条 本実施要項の変更は理事会の承認を経なければならない。

附 則

1. この施行細則は、公益法人の公益認定を受けた日から施行する。
2. 平成25年6月2日 一部改定施行。
3. 平成25年11月1日 一部改定施行。
4. 平成27年4月25日 一部改定施行。